

みらい光生病院における身体的拘束最小化のための指針

1 身体的拘束最小化に関する考え方

身体的拘束は、患者の権利である自由を制限することであり、患者の尊厳のある生活を阻むものである。

当院においては、患者の尊厳と主体性を尊重し、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体的拘束を行わない診療・看護の提供に努める。

2 身体的拘束最小化のための基本方針

- (1) 患者又は他の患者などの生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行わない。

この指針で言う身体的拘束は、抑制帯等、患者の身体又は衣服に触れる何らかの用具を使用して、一時的に当該患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限を言う。

- (2) 緊急やむを得ない場合の例外三原則

患者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体的拘束を行わないケアの提供をすることが原則である。

例外的に以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体的拘束を行うことができる。

ア 切迫性：患者本人または他の患者の生命または身体が危険にさらされている可能性が著しく高いこと

イ 非代替性：身体的拘束を行う以外に切迫性を除く方法がないこと

ウ 一時性：身体的拘束が必要最低限の期間であること

- (3) 緊急やむを得ない場合の説明と同意

上記3要件について、医師、看護師を含む多職種で検討し、患者家族等への説明と同意を得た上で、医師の指示のもとに行うことを原則とする。

3 身体的拘束最小化のための組織に関する事項

身体的拘束の最小化を目的として身体的拘束最小化チームを設置する。

- (1) 身体的拘束最小化チームの役割

ア 身体的拘束の実施状況を把握し、管理者を含む職員への周知徹底

イ 身体的拘束実施事例の最小化に向けた医療・ケアの検討

ウ 身体的拘束最小化のための指針・マニュアル等の整備

エ 身体的拘束最小化を目的とした職員研修の開催

- (2) 身体的拘束最小化チームの構成

医師、看護師、薬剤師、リハビリ療法士、公認心理師をもって構成する。

- (3) 身体的拘束最小化チームの開催

毎月1回開催する。

4 身体的拘束最小化のための職員研修に関する事項

- (1) 支援に関わる全ての職員に対して実施、身体的拘束最小化と人権を尊重したケアの実施を図る。
- (2) 職員研修は原則年1回、及び職員採用時に実施する。
- (3) その他、必要な教育・研修の実施および実施内容の記録をする。

5 身体的拘束の報告方法等の方策に関する事項

緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施している場合には、身体的拘束の実施状況や対象者の日々の状態を記録し、身体的拘束最小化チームで身体的拘束解除に向けた確認（3要素の具体的な再検討）を行う。

- (1) 身体的拘束禁止の対象となる具体的な行為（厚生労働省老健局「介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き」より引用）

- ア 一人歩きしないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- イ 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ウ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- エ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- オ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- カ 車いすや椅子からずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- キ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ク 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ケ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- コ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- サ 自分の意思で開けることができない居室等に隔離する。

6 身体的拘束の発生時の対応に関する事項

本人又は他の患者の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体的拘束を実施せざるを得ない場合は、以下の手順に従って実施する。

- (1) 実施の必要性等のアセスメントをおこなう。
- (2) 患者・患者家族への丁寧な説明と同意を得る。
- (3) 身体的拘束の具体的な行為や実施時間帯等を記録する。
- (4) 二次的な身体障害を予防する。
- (5) 身体的拘束の解除に向けた検討を行う。

7 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

本指針は、患者・その家族・職員がいつでも閲覧できるよう院内に掲示する。また、当院のウェブサイトにも掲載する。

8 その他、身体的拘束の最小化の推進のために必要な基本方針

身体的拘束を行わない診療・看護の実現を目指すため、全職員が共通認識を持ち、拘束を誘発する原因を探り除去するケアに心掛け、事故の起きない環境整備や職員間での柔軟な応援態勢を確保すると共に、他の施策や手段など代替的な方法がないか工夫や情報収集に努め、改善を推進する。

附 則

この規程は、令和7年5月26日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年10月1日から施行する。